

医療費控除には明細書の作成が必要です

令和2年分から領収書の提出はできません！

平成29年分の確定申告から、**領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付**が必要となっています。
※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

医療費控除の明細書の記載例

一定の条件を満たした「医療費のお知らせ」がある場合、記入を簡略化できます。（「医療費のお知らせ」は医療費控除の明細書と共に税務署に提出します。）

「医療費のお知らせ」を元に記入	(1) 医療費通知に記載された医療費の額 円	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額 円	(3) (1)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額 円
-----------------	---------------------------	----------------------------------	-------------------------------------

「医療費のお知らせ」に記載のない医療費を「医療を受けた人」及び「病院・薬局」ごとに、1年分の金額を合計して記入（「医療費のお知らせ」を使わずに、全ての医療費をこちらに記入することも可能）

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
青色太郎	□□病院	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	9,400円
〃	JR、〇〇バス	☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☒ その他の医療費	1,560円
〃	△△薬局	☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☒ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	700円
青色花子	××診療所	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	4,400円

※「医療費のお知らせ」が届く時期については、勤務先またはお住いの市町村にご確認ください。

詳しい情報は税務署にお問い合わせください

公的年金等を
受給されている方へ

所得税の確定申告不要制度

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下（※1）であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額（※2）が20万円以下であるときは、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

- 所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。
- 公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことは、お住まいの市区町村にお尋ねください。

※1 複数から受給されている場合は、その合計額です。 ※2 「公的年金等に係る雑所得以外の所得」で主なものの所得金額の計算方法は、次のとおりです。

所得の種類	所得の内容	所得金額の計算方法
給与所得	給与・賞与、パート収入など	給与等の収入金額－給与所得控除 なお、給与等の収入金額が75万円を超える場合は、所得金額は20万円を超えます。
雑所得（公的年金等以外）	個人年金、原稿料など	総収入金額－必要経費
配当所得 ※上場株式等に係る配当所得の申告不要制度を選択した場合は除きます。	株式の配当や投資信託の収益分配金など	収入金額－株式などの元本取得に要した負債の利子
一時所得	生命保険の満期返戻金など	（総収入金額－収入を得るために直接要した金額－特別控除額【最高50万円】）× 1/2

詳しい情報は、税務署にお問い合わせください。

税のカレンダー

納期限を守りましょう！口座振替を利用しましょう！

- 固定資産税 南足柄市：随時期分の納付期限：1月31日（火）
- 源泉徴収票 交付期限：1月31日（火）
- 償却資産 申告期限：1月31日（火）
- 給与支払報告書 提出期限：1月31日（火）

※国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料及び市県民税・町県民税の納期限については、お住いの市町村にご確認ください。

e-Taxをされる方はマイナンバーカード等のパスワードをお忘れなく

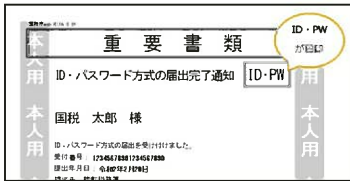
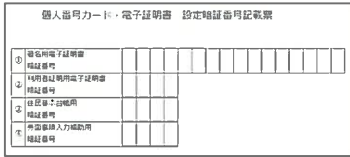


◇ご自身のマイナンバーカードでe-Taxをする際には、カード本体に加え、カード取得時に設定したパスワード（基本的に2種類）が必要です。

- 署名用パスワード
英数字**6文字以上16文字以下**、かつ、**数字とアルファベットが混在**しているもの
- 利用者証明用・入力補助用パスワード
数字4桁

※控え用紙の様式は市区町村によって異なります。

◇ID・パスワード方式をご利用の方は、税務署が発行した「ID・パスワード方式の届出完了通知」（パスワードまで記載されたもの）をご持参ください。



e-Taxによる青色申告特別控除65万円の適用を希望される方へ

◇複式簿記での記帳に加え、決算書まで含めてe-Taxをするによる65万円控除の適用を希望される方は、上記のマイナンバーカード本体と暗証番号等に加え、次のデータ等をご持参ください。

- 国税庁HPで作成した決算書データ（**拡張子が「.data」のもの**）
※お手持ちのUSBメモリにデータを保存してご持参ください。
※**拡張子が「.pdf」のファイルではe-Taxできません**ので十分にご注意ください。
※機材と座席に限りがあることから、申告当日に会場内でお客様が決算書データを入力するブースのご提供は致しかねます。何卒ご了承ください。
- 上記データの決算書を印刷したもの（控用のみ）
- データ入力のための基となった決算書
※**減価償却費の計算欄・不動産所得の収入の内訳欄のコピー**を添付資料として税務署に提出するために必要です。

主な証明書の問い合わせ先

確定申告に必要な書類を紛失してしまった場合や、探しても見つからない場合は、各問合せ先にご確認ください。

控除証明書等	生命保険料・地震（損害）保険料 ➡ 加入先の保険会社 届く時期：前年10月頃
	住宅借入金の年末残高証明書 ➡ 借入先の金融機関 届く時期：前年10月頃
	国民年金保険料 ➡ 日本年金機構 小田原年金事務所 0465-22-1391 届く時期：前年11月頃
	小規模企業共済掛金 ➡ 中小機構 コールセンター 050-5541-7171 届く時期：前年12月上旬
源泉徴収票等	国民健康保険料（税） ➡ お住まいの市町村 届く時期：1月下旬
	給与所得の源泉徴収票 ➡ 勤務先 届く時期：1月頃
	公的年金等の源泉徴収票 ➡ 日本年金機構 小田原年金事務所 0465-22-1391 届く時期：1月中旬～下旬
	個人年金の支払年金額等のお知らせ ➡ 加入先の保険会社 届く時期：1月中旬～下旬
	特定口座年間取引報告書 ➡ 開設先の証券会社等 届く時期：1月中旬～下旬

※保険料等の支払時期・方法や、年金等の受取時期・方法によって、証明書等の送付時期が異なることがあります。詳しくは各問合せ先にお尋ねください。
※控除証明書・源泉徴収票等を整理する際は、年分違いにご注意ください。

会員限定
無料相談

要ご予約
24-2612

弁護士の

法律
相談会

10時～12時

1月20日（金）

2月7日（火）

2月17日（金）

3月7日（火）

3月17日（金）

弁護士の

相続
相談会

10時～12時

1月18日（水）

2月15日（水）

3月15日（水）

社労士の

年金・
社会保険
相談会

10時～12時

1月17日（火）

2月14日（火）

3月14日（火）

不動産

コンサルタントの

不動産
相談会

10時～12時

1月26日（木）

2月16日（木）

3月23日（木）

経営コンサルタントの

経営
相談会

日時応談

24-2614まで

ご予約ください

会場

ご注意
同一内容のご相談は重ねてできません。予めご了承ください。
納税者センター・青色会館